

香取市家庭ごみ戸別収集事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、家庭ごみを市の指定家庭ごみを収集する場所（以下「ごみステーション」という。）まで持ち出すことが困難な者に対し、戸別にごみを収集する事業（以下「戸別収集」という。）を行うことにより、衛生的な生活の確保及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 戸別収集を利用できる者は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当するもののうち、自らごみステーションまでごみを持ち出すことが困難であり、かつ、他の者にごみの持ち出しの協力が得られないものとする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護又は要支援と認定されている者であって、65歳以上の単身者又は65歳以上の者のみで構成されている世帯に属するもの

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第5条第3項の別表第5号に掲げる級別が1級若しくは2級に該当するもの、千葉県療育手帳制度要綱（昭和62年1月6日障第329号）により障害の程度が㊤若しくはAの記載のある療育手帳の交付を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級に該当するものである単身者又は当該者のみで構成されている世帯に属するもの

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(申請)

第3条 戸別収集を利用しようとする者は、香取市家庭ごみ戸別収集申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(調査及び決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容及び実態を調査し、戸別収集の利用の可否を決定し、香取市家庭ごみ戸別収集実施決定・却下通知書（別記第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用を決定したときは、戸別収集の利用者（以下「利用者」という。）を香取市家庭ごみ戸別収集台帳（別記第3号様式）に記載し、戸別収集業務を実施する者に通知するものとする。

(中止又は停止)

第5条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、戸別収集の利用を中止又は停止することができる。

(1) 第2条に規定する対象者でなくなったとき。

(2) 戸別収集の利用を辞退したとき。

(3) 長期間にわたり施設又は病院等に入所又は入院することになったとき。

(4) 偽りその他不正の方法により戸別収集を利用したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が戸別収集の利用を適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により戸別収集の利用を中止又は停止するときは、香取市家庭ごみ戸別収集中止・停止決定通知書（別記第4号様式）により、利用者に通知するものとする。

(収集方法)

第6条 戸別収集は、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみを週2回を限度に収集するものとし、収集場所は、原則として、利用者の居宅の門前又は玄関前とする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別 記
第 1 号様式（第 3 条）

年 月 日

香取市長 様

住 所
申請者 氏 名 (印)
(対象者との続柄)
連 絡 先

香取市家庭ごみ戸別収集申請書

香取市家庭ごみ戸別収集事業実施要綱第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

申 請 者	ふりがな		性別	生年月日	年齢
	対 象 者				
記 入 欄	住 所	香取市 アパート・マンション名 () 階 号室 エレベーター(有・無)			
	電 話 番 号	()	希望ごみ出し場所		
入 欄	申 請 理 由	1 要介護(要支援)者 2 身体障害者等 3 その他		居宅の 門前・玄関前 その他()	
		(現状のごみ出し方法)			
	※可燃ごみだけでなく、不燃、資源についても具体的に記入 (ごみ出しができない理由、身近な人等に協力が得られない理由)				
欄	そ の 他 の 連 絡 先	氏 名			
		住 所			
		電 話 番 号	()		
		携 帯 番 号	()		
備 考※市で関係する担当者がある場合に記入 市担当者所属・氏名 []					

申請に当たり、対象者は次のことについて承諾します。

- 1 市が、保有している私の個人情報について、この申請書の内容を確認するため使用すること。
- 2 ごみは適正に分別し、事前に市と打ち合わせた場所及び時間に出すこと。
- 3 不在となることが分かっているとき、事前に連絡すること。
- 4 戸別収集の必要がなくなったとき、速やかに連絡すること。

対象者署名欄

第 2 号様式（第 4 条第 1 項）

香取市指令第 号
年 月 日

様

香取市長



香取市家庭ごみ戸別収集実施決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のありました戸別収集について、次のとおり決定・却下しましたので、香取市家庭ごみ戸別収集事業実施要綱第 4 条第 1 項の規定により通知します。

対 象 者	氏 名	
	住 所	
決 定 事 項	1 決定 2 却下 (理由)	
収 集 場 所	居 宅 の 門 前 ・ 玄 関 前 ・ そ の 他 ()	
収 集 開 始 日	年 月 日 () から開始	

備考

- 1 収集日の 時 分までに、収集場所にごみ出しを行ってください。
- 2 収集の必要がなくなったときは、香取市 課 (-) まで連絡してください。

第 4 号様式（第 5 条第 2 項）

香取達第 号
年 月 日

様

香取市長



香取市家庭ごみ戸別収集中止・停止決定通知書

年 月 日付け香取市 指令第 号で決定しました戸別
収集については、次により中止・停止しますので、香取市家庭ごみ戸別収
集事業実施要綱第 5 条第 2 項の規定により通知します。

利 用 者	氏 名	
	住 所	
中 止 ・ 停 止 理 由		
中 止 ・ 停 止 日	年 月 日 () から中止・停止	